

発議案第26号

社会保障制度の改悪をやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年12月15日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	㊟
	同	三 田 登	㊟
	同	伊 原 忠	㊟

提案理由

政府においては、10月9日財政制度等審議会に示した社会保障制度の改悪を行わないよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

社会保障制度の改悪をやめるよう求める意見書

財務省は10月9日に2020年度までに実施すべき社会保障制度「改革」案を財政制度等審議会に示した。この内容は医療、介護、年金、生活保護などの64項目に及び、利用者の負担増や給付の削減等の大改悪を行おうとするものである。

その主な内容は、介護保険分野では65歳から74歳の利用料負担を原則1割から2割に引き上げるもの、要介護1、2への通所介護サービスなどを介護保険から外し、自治体予算の範囲で行う仕組み（地域支援事業）に移行させるもの、軽度者の受ける生活援助を原則自己負担とするもの等である。

医療の分野においては「かかりつけ医」以外での受診に定額負担を上乗せするもの、難病患者等を除く全ての病床について水光熱費の負担を実施するもの等である。

年金においては支給開始年齢のさらなる引き上げを検討し、生活保護分野においては能力に応じた就労等を行わない受給者に対し保護費の減額等を検討するものである。

こうした財務省の示す大改悪案を実行に移せば、社会保障制度を根底から打ち壊すものとなり、憲法25条に反し、国民生活を破壊するものであり決して許されるものではない。よって、政府においては、こうした社会保障制度の改悪を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣 様
社会保障・税一体改革担当大臣 様